

# 赤城の恵ブランド認証品登録にかかるフローチャート

## あなた(申請者)は

- 市内に住所がある個人若しくは法人である。又は、それらで構成された生産者グループ若しくは団体である。
- 申請産品等の製造販売等について適用される法令等を遵守し、確かな加工製造技術や販売力がある。
- 責任者や責任の所在が明確であり、第三者からの苦情や要望などへの処理体制が確立されている。

※疑問点がありましたらお問い合わせください。

当てはまらない項目がある

申請  
できません

全て当てはまる

## 申請したい商品は

- 前橋市内で生産・育成された農林水産物である。  
又は、
- それらを原材料とした加工品である。

いいえ

申請  
できません

はい

## 申請したい商品は

### 【生鮮食品の場合】

- 法律等に則った適切な防除・施肥等が行われ栽培されている。
- エコファーマーの認定対象作物等の場合は、認定導入計画通りに栽培されている。
- 申請産品等の販売実績額(税抜)が、原則として、直近1年間で300万円以上ある。

### 【加工食品の場合】

- 原材料に前橋産農林水産物を使用し、原則として市内で加工されている。
- 製造場所にかかる食品衛生監視票の、直近1年以内の採点結果が80点以上ある。
- 申請産品等の販売実績額(税抜)が、原則として、直近1年間で300万円以上ある。

※疑問点がありましたらお問い合わせください。

当てはまらない項目がある

申請  
できません

全て当てはまる

申請書提出

※申請書の提出前に必ず「事前相談」にお越しいただく必要があります。

事前相談場所: 市役所7階 農政課

事前相談期間: 市ホームページ参照

## 認証委員会による審査

### 【審査基準】

- 伝統、栽培方法、加工製造技術、品種等で差別化が図られている。前橋市のイメージアップやPRに資する個性や特長がある。
- 生産体制や販売場所等が確立され、市内で5年以上持続的又は定期的に消費者に供給できる。
- 価格やパッケージデザイン等の商品全体の魅力が、消費者の共感を得られる。
- 農業振興に対する実績や意欲、赤城の恵ブランドのPR意欲がある。

審査により「否」と判断

認証登録  
できません

審査により「適」と判断

赤城の恵ブランド認証品  
として登録